

第14回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月31日（金）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 18名
4. 欠席委員 0名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第36号	農地法第18条の規定による合意解約の成立状況の確認について
日程第3	議案第37号	現況証明願いについて
日程第4	議案第38号	農地法第4条の規定による許可について
日程第5	議案第39号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第14回大樹町農業委員会 総会を開きます。

ただ今の出席委員は18名であります。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、11番 向井 良治 委員、12番 吉田 洋一 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成30年7月26日の第13回総会以降の業務につきまして報告いたします。

農業委員会業務報告

1. 会議関係

- (1) 7月27日(金) 都市計画審議会
役場4階中会議室 会長出席
- (2) 8月 1日(水) 尾田地区交換分合 尾田地域協議会
尾田コミュニティセンター
交換分合推進委員4名・参加者5名
- (3) 8月 8日(水) 平成30年第3回大樹町議会臨時会
役場4階議場 会長出席
- (4) 8月 9日(木) 平成30年度 地域政策懇談会
役場4階委員会室 会長欠席
- (5) 8月17日(金) 第26回南十勝農業委員・職員研修会及び
パークゴルフ大会
更別村どんぐり公園
JA更別村哺育・育成牛預託施設
農業委員出席 吉田(義)・吉田(洋)欠席
- (6) 8月20日(月) 現地調査 第2班
現況証明5件、農地転用1件
- (7) 8月22日(水) 尾田地区交換分合 尾田地域協議会
尾田コミュニティセンター
交換分合推進委員9名・参加者8名
- (8) 8月24日(金) 大樹町名誉町民等審査委員会
役場1階大会議室 会長出席
- (9) 8月31日(金) 大樹町農業委員会委員協議会
農政委員会付託事項

○平成31年度農業予算・施策に関する要望について

2. 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人報告書について、19法人から提出がありましたので、添付資料のとおり報告致します。書類等の内容については、いずれも完備されておりましたので、受理致しました。

3. その他

(1) 農作物生育作況調査（8月15日現在）

(2) 7月25日 相馬市農業委員会会長等の就任について（通知）

会長 前川 正人（新任）

会長職務代理 菅野 忠（新任）

(3) 農地法第5条の規定による許可処分の取下げ願い

貸主（地区）（氏名）

借主（地区）（氏名）

申請年月日 平成25年4月17日

申請地（地番） 36, 783㎡のうち8, 787㎡

申請内容 農業用施設の整備（バイオガспランツの整備）

許可年月日 平成25年6月26日

取下げ願い出年月日 平成30年7月10日

受付年月日 平成30年8月29日

取下げ理由 バイオガспランツ建設後の送電系統連携と売電の目途が立たないため

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第36号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第36号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は2件でございます。申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているか

の確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお
願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長 暫時休憩いたします。

議長 再開致します。
それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長 議案第36号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認につい
て説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計4筆

面積 合計41,939㎡

契約年月日 平成7年5月1日、平成30年3月26日

解約年月日 平成30年7月23日

土地の引渡し時期 平成30年7月23日

農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。農地法第18
条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した
合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立してい
るものと思われま。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第36号、番号1番の農地法第18条の規定による合意解約成
立状況の確認についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開致します。
次に、番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

続きまして、議案第36号、番号2番について説明いたします。

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計3筆

面積 合計98,425㎡

契約年月日 平成7年3月28日、平成26年1月31日

解約年月日 平成30年7月23日

土地の引渡し時期 平成30年7月23日

農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法第18条による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと思われま

議長

これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第36号、番号2番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第37号、現況証明願いについての件を議題といたします。
提案説明を求めます。

水津局長

議案第37号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは5件でございます。申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第37号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 871㎡

現地調査 平成30年8月20日 第2班 竹内 班長

この案件は、現在畑や牧場として利用できない農地を、本現況証明で登記簿地目を農地・採草放牧地以外に変更する案件となります。

番号2番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 14,353㎡のうち11,258㎡

現地調査 平成30年8月20日 第2班 竹内 班長

この案件は、申請者の農業者年金における裁定請求のため申請地を処分対象農地から除外するための申請です。本総会でお認めいただきましたら、農地台帳地目を農地・採草放牧地以外に変更いたします。

番号3番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 4,937㎡のうち229㎡

現地調査 平成30年8月20日 第2班 竹内 班長

この案件は、申請者の農業者年金における裁定請求のため申請地を処分対象農地から除外するための申請です。本総会でお認めいただきましたら、農地台帳地目を農地・採草放牧地以外に変更いたします。

番号4番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計2筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 95,000㎡のうち6,298㎡

現地調査 平成30年8月20日 第2班 竹内 班長

この案件は、申請者の農業者年金における裁定請求のため申請地を処分対象農地から除外するための申請です。本総会でお認めいただきましたら、農地台帳地目を農地・採草放牧地以外に変更いたします。

番号5番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計5筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 65,191㎡のうち9,749㎡

現地調査 平成30年8月20日 第2班 竹内 班長

この案件は、申請者の農業者年金における裁定請求のため申請地を処分対象農地から除外するための申請です。本総会でお認めいただきましたら、農地台帳地目を農地・採草放牧地以外に変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から5番について、調査班より報告を求めます。

第2班 班長 竹内 稔 委員から報告願います。

6番

議案第37号、1番から5番の案件について報告いたします。

竹内委員

8月20日に地区担当委員3名を伴い、第2班班員と事務局とで現地調査を

行いました。

1番の件ですが、申請地は道路と農業用施設用に挟まれた狭小地で、現在畑として利用することは出来ず、今後も畑としての利用は不可能であると考えられるため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

2番の件ですが、現地調査の結果、申請地は現在畑として利用することは出来ず、今後も畑としての利用は不可能であると考えられるため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

3番の件ですが、現地調査の結果、申請地は現在畑として利用することは出来ず、今後も畑としての利用は不可能であると考えられるため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

4番の件ですが、現地調査の結果、申請地は現在畑として利用することは出来ず、今後も畑としての利用は不可能であると考えられるため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

5番の件ですが、現地調査の結果、申請地は現在畑として利用することは出来ず、今後も畑としての利用は不可能であると考えられるため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

原口委員。

7番
原口委員

4番の件ですが、道路と宅地の間については雑種地のようにになっているということでしょうか。

議長

竹内委員。

6番
竹内委員

道路と宅地に挟まれた土地については、現状は雑種地のようになっています。東側にはハウスが設置されているため、農地として一体的に使うことが出来ず、畑としての利用は出来ないと判断しました。

7番
原口委員

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第37号、現況証明願いについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第38号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第38号 農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は1件でございます。内容は、農作収穫物堆積場の農地転用が1件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第38号 農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 96,683㎡のうち750㎡

目的 農作収穫物堆積場の整備

時期 許可の日から永年間

計画内容

堆積場 所要面積 750㎡

転用基準 農業振興地域整備計画における農用地（用途変更手続き中）

許可理由 農地法第4条第6項の規定による転用

現地調査 平成30年8月20日 第2班 竹内班長

チェックリスト・施設の配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

なお、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

また、工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について、調査班より調査報告を求めます。

第2班 班長 竹内 稔 委員から報告願います。

6番
竹内委員

この案件は、土壌線虫の侵入予防対策として、農作物の堆積場を整備する案件となります。農作物堆積場の設置に対して補助金が交付されるようになったため、この機会に整備するものです。

申請者の圃場の場所等を考慮すると、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第38号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（全員異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第39号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は6件でございます。内容は、新規の輪作による賃貸借が6件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第39号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 101,602㎡のうち41,939㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年9月1日 終期 平成31年12月31日 1年4ヶ月

金額 10a当り6,000円

毎年12月10日までに指定口座に振込

輪作による貸付け

1番の案件については輪作にともなう一時的な借主の変更の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。

議長

番号1番については、輪作に係る貸付のため、地域調整報告を省略します。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第39号、番号1番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開致します。
それでは、番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

続きまして議案第39号、番号2番について説明いたします。

番号2番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 27.603㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年9月1日 終期 平成31年12月31日 1年4ヶ月
金額 10a当り6,300円
毎年12月10日までに指定口座に振込
輪作による貸付け

2番の案件については輪作にともなう一時的な借主の変更の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

番号2番については、輪作に係る貸付のため、地域調整報告を省略します。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第39号、番号2番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決定されました。
暫時休憩いたします。

議長

再開致します。
それでは、番号3番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

続きまして、議案第39号、番号3番から6番について説明いたします。

番号3番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計3筆

台帳地目 畑
現況地目 畑
面積 98,425 m²
成立する法律関係 賃貸借
利用権設定等の種類 賃借権の設定
利用権設定等の内容 普通畑として利用
始期 平成30年9月1日 終期 平成30年12月31日 4ヶ月
金額 10a当り6,300円
12月10日までに指定口座に振込
輪作による貸付け

番号4番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)
利用権の設定をする者 (地区) (氏名)
土地の所在 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑
現況地目 畑
面積 98,908 m²のうち49,467 m²
成立する法律関係 賃貸借
利用権設定等の種類 賃借権の設定
利用権設定等の内容 普通畑として利用
始期 平成30年9月1日 終期 平成31年12月31日 1年4ヶ月
金額 10a当り6,300円
毎年12月10日までに指定口座に振込
輪作による貸付け

番号5番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)
利用権の設定をする者 (地区) (氏名)
土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑
現況地目 畑
面積 73,216 m²のうち42,649 m²
成立する法律関係 賃貸借
利用権設定等の種類 賃借権の設定
利用権設定等の内容 普通畑として利用
始期 平成30年9月1日 終期 平成33年12月31日 3年4ヶ月
金額 10a当り6,000円

毎年12月10日までに指定口座に振込
輪作による貸付け

番号6番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 18,713㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成30年9月1日 終期 平成30年12月31日 4ヶ月

金額 10a当り6,300円

12月10日までに指定口座に振込

輪作による貸付け

3番から6番の案件については輪作にともなう一時的な借主の変更の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

番号3番から6番については、輪作に係る貸付のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第39号、番号3番から6番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、9月28日、金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第14回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年 8月31日

会 長 金 下 正 喜

委員(11番) 向井良治

委員(12番) 吉田洋一